南九州市農業委員会訓令第１号

南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年４月１日

南九州市農業委員会長　　本　木　下　裕　一

南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

南九州市農業委員会事務局処務規程（平成19年南九州市農業委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表中「農政係」を「庶務係」に改める。

別表の２の表中「（昭和55年法律第65号）」を削る。

附　則

この訓令は，令和８年４月１日から施行する。